行 県 高知市丸ノ内 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

月 次

訓令

1

1

1

3

高知県公営企業局訓令 高知県教育委員会訓令

◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓

訓令

高知県公営企業局訓令

高知県教育委員会訓令

高知県警察本部訓令

高知県監査委員訓令

◎高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正す る訓令

訓令

高知県教育委員会訓令

高知県警察本部訓令

◎高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正す る訓令

告 示

○包括外部監査契約の締結 (行政管理課)

高知県議会訓令

◎高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令 高知県議会告示

◎告示(高知県議会常任委員会所管事項)の一部改正 高知県公安委員会告示

- ○警備業法の規定による診断を行う医師の指定
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の 規定による診断を行う医師の指定
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に 基づく少年指導委員の委嘱
- ○告示(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する 法律に基づく少年指導委員の委嘱)の一部改正

公営企業局訓令

教育委員会訓令

高知県訓令第1号

高知県公営企業局訓令第1号 高知県教育委員会訓令第2号

> 各 出 先 閗 公営企業局本局 公営企業局各事業所 公営企業局各病院 教育委員会事務局 教育委員会事務局各事務所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次の ように定める。

平成25年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直 高知県公営企業局長 岡林 美津夫 高知県教育委員会委員長 小鳥

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県訓令第

高知県産業振興推進本部設置規程 平成22年4月高知県公営企

高知県教育委

4 号

業局訓令第4号 の一部を次のように改正する。 員会訓令第5号/

第7条第4項中「文化生活部文化・国際課長」を「文化生活部 文化推進課長」に、「産業振興推進部地産地消・外商課長」を 「産業振興推進部地産地消・外商課長、産業振興推進部地域づく り支援課長」に改める。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

公営企業局訓令 教育委員会訓令 警察本部訓令

監査委員訓令

高知県訓令第2号 高知県公営企業局訓令第2号 高知県教育委員会訓令第3号 高知県警察本部訓令第8号 高知県監査委員訓令第1号

> 庁 出先 公営企業局本局 公営企業局各事業所 公営企業局各病院

教育委員会事務局 教育委員会事務局各事務所

察 本

監查委員事務局

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。

平成25年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直 岡林 三津夫 高知県公営企業局長 高知県教育委員会委員長 小島 一次 高知県警察本部長 小林 良樹 高知県代表監査委員 朝日 満夫

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する 訓令

> 高知県訓 高知県公

> > 高知県監

高知県南海地震対策推進本部設置規程 平成19年4月高知県教

高知県警

令第17号

営企業局訓令第8号 察本部訓令第20号

育委員会訓会第10号 の一部を次のように改正する。

查委員訓令第2号

別表第2中

「文化生活部文化・国際課長 産業振興推進部計画推進課長

「文化生活部文化推進課長 產業振興推進部計画推進課長 産業振興推進部中山間地域対策課長」 に改める。

附則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

教育委員会訓令 警察本部訓令

高知県訓令第3号 高知県教育委員会訓令第4号 高知県警察本部訓令第9号

> 本 庁 各出先機関

教育委員会事務局 教 育 機 関 警 察 本 部

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する訓令を 次のように定める。

平成25年4月1日

高知県知事 尾﨑 正直 高知県教育委員会委員長 小鳥 一久 高知県警察本部長 小林 良樹

高知県青少年対策推進本部等設置規程の一部を改正する 訓令

高知県訓 高知県青少年対策推進本部等設置規程 昭和39年5月高知県教 高知県警

令第14号

育委員会訓令第1号 の一部を次のように改正する。

察本部訓令第4号

別表幹事の項中

「文化・国際課長」

「文化推進課長

国際交流課長

に改める。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

高知県告示第245号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の27第2項に規定 する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項 の規定により次のとおり告示する。

平成25年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 包括外部監査契約の期間の始期
 - 平成25年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費 用の額の算定方法

監査に要する費用の額は、次に掲げる費用を合算したものと し、1,200万円をもって上限とする。

- (1) 基本費用 400万円
- (2) 執務費用 基本執務費用及び外部監査人補助者執務追 加費用を合算した額
- (3) 実費 旅費、関係人出頭費用及び諸費用を合算した額

3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 松本 隆之

住所 高知市上町一丁目1-11 奥田ビル2階

4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費 用の支払方法

監査の結果に関する報告書が提出された後に支払う。ただ し、必要があると認めるときは、概算払及び前金払をする。

議会訓令

高知県議会訓令第1号

議会事務局

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定め

平成25年4月1日

高知県議会議長 森田 英二

高知県議会事務局規程の一部を改正する訓令

高知県議会事務局規程(平成15年2月高知県議会訓令第1号) の一部を次のように改正する。

第3条の表中

1	議事課	議事記録班 委員会班
	政務調査課	企画広報班

議事課	議事法制班	企画広報班	
政策調査課	調査第一班 調査第四班	調査第二班	調査第三班

に改める。

第4条を次のように改める。

(職の設置)

第4条 事務局に事務局長(以下「局長」という。)のほか、次 の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右 欄に掲げるとおりとする。

職名	職務			
事務局次長(以下「次長」という。)	局長を補佐し、所属職員を指揮監督する。			

課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
手当認定監	職員の扶養手当、通勤手当、単身赴任手 当、住居手当及び児童手当の認定等に関す る事務に従事する。		
課長補佐	課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。		
班長	班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。		
主任	高度の専門的事務に従事し、当該事務に従 事する職員を指揮監督する。		
主幹	特定の事務に従事する。		
主査	高度の事務に従事する。		
主事	事務に従事する。		
専門員	専門的な事務に従事する。		

第5条第1項第5号中「政務調査費」を「政務活動費」に改 め、同条第2項第3号中「常任委員会及び」を削り、「に関する こと」を「に関すること(政策調査課の主管に属する事項を除 く。) | に改め、同項第4号中「議員協議会その他の会議」を 「議員提出議案」に改め、同項第5号中「議案、請願及び陳情」 を「各派代表者会その他の会議」に改め、同項第10号中「議会に 関する条例及び規則の制定及び改廃」を「前各号に掲げるものの ほか、議事法制及び企画広報業務」に改め、同号を同項第11号と し、同項第9号中「傍聴」を「議会関係刊行物の編さん及び発 行」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「公聴会」を 「図書室の管理運営」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7 号中「会議の結果の報告」を「議会の広報広聴及び情報化」に改 め、同号を同項第8号とし、同項第6号を同項第7号とし、同項 第5号の次に次の1号を加える。

(6) 議会に関する条例及び規則の制定及び改廃に関するこ

第5条第3項中「政務調査課」を「政策調査課」に改め、同項 第1号中「政務調査」を「政策調査」に改め、同項第2号中「の 調査」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号と し、同項第5号を削り、同項第6号中「意見書、決議等」を「請 願、陳情、意見書及び決議」に改め、同号を同項第4号とし、同

項第7号を同項第5号とし、同項第8号から第11号までを削り、 同項第12号中「及び企画業務」を削り、同号を同項第6号とす る。

第9条第12号中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第11条第2項第12号中「旅費」を「旅費、交際費」に改め、同 条第3項及び第4項を削る。

第21条第2項中「政務調査課」を「政策調査課」に改める。

第22条第 1 項第 1 号ア中「第14条」を「第14条第 1 項」に改め、同号イ中「第120条」を「第120条及び第130条第 3 項」に改める

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

------議 会 告 示

高知県議会告示第3号

昭和38年7月高知県議会告示第2号(高知県議会常任委員会所管事項)の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

高知県議会議長 森田 英二

第 2 中「文化厚生委員会」を「危機管理文化厚生委員会」に改める。

第3中「産業経済委員会」を「商工農林水産委員会」に改める。

第4中「企画建設委員会」を「産業振興土木委員会」に改め

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第4号

警備業法(昭和47年法律第117号)第51条及び高知県警備業法施行規則(平成15年高知県公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、診断を行う医師を次のとおり指定する。

平成25年4月1日

高知県公安委員会委員長 山﨑 實樹助

氏名		病院名	所在地	指定年月日
明神	和弘	近森病院 第二分院	高知市北本町一丁目 1番7号	平成25年4月 1日

高知県公安委員会告示第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)第41条の2及び高知県風俗営業等の規制及び業務 の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年高知県公安委員会規 則第1号)第2条第1項の規定により、診断を行う医師を次のと おり指定する。

平成25年4月1日

高知県公安委員会委員長 山﨑 實樹助

氏名	病院名	所在地	指定年月日
明神 和弘	近森病院第二分院	高知市北本町一丁目 1番7号	平成25年4月 1日

高知県公安委員会告示第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年 法律第122号)第38条第1項の規定に基づき、次のとおり少年指 導委員を委嘱する。

平成25年4月1日

高知県公安委員会委員長 山﨑 實樹助

住所	氏名	活動区域	委嘱期間
高知市長尾山町157 番地	水田 光昭	高知地区	平成27年3 月31日まで
高知市西久万25番地 10	大﨑 忠勝	高知地区	平成27年3 月31日まで
高知市薊野北町四丁 目3番10-2	大久保正司	高知地区	平成27年3 月31日まで
高知市五台山2410番地	谷 巧	高知地区	平成27年3 月31日まで
高知市高須三丁目10 番17号	池田 正寛	高知地区	平成27年3 月31日まで
高知市帯屋町二丁目 1番4号	木山和三郎	高知地区	平成27年3 月31日まで
高知市本宮町18番地 3	松井 正	高知地区	平成27年3 月31日まで
高知市百石町三丁目 11番20号	島田作治	高知南地区	平成27年3 月31日まで
高知市高見町266番地1 サンコート高	五藤 広志	高知南地区	平成27年3 月31日まで

見201号				
高知市桟橋通二丁目 4-15	竹内	健二	高知南地区	平成27年3 月31日まで
高知市潮新町一丁目 19番1号	濵田	壽子	高知南地区	平成27年3 月31日まで
安芸市伊尾木214番 地2	宮本	悟	安芸地区	平成26年3 月31日まで

備考 活動区域の区分は、次のとおりとする。

1 高知地区

高知県警察の設置及び定員に関する条例(昭和29年高知 県条例第14号。以下「条例」という。)別表に規定する高 知県高知警察署の管轄区域とする。

2 高知南地区 条例別表に規定する高知県高知南警察署の管轄区域とす

3 安芸地区

条例別表に規定する高知県安芸警察署の管轄区域とする。

高知県公安委員会告示第7号

平成24年4月高知県公安委員会告示第3号(風俗営業等の規制 及び業務の適正化等に関する法律に基づく少年指導委員の委嘱) の一部を次のように改正する。

平成25年4月1日

高知県公安委員会委員長 山﨑 實樹助

表中

安芸市下山1496	有澤	陽孝	安芸地区	平成26年 3
番地				月31日まで

を削る。